

Weekly Report

第732号

令和6年1月29日

贈与税の申告が必要となる方は

令和5年分の贈与税の申告は2月1日～3月15日までとなります（石川県・富山県は期限延長）。

◆贈与税の申告が必要となるケース

令和5年中に個人から現金や不動産、有価証券などの財産の贈与を受けた方で、次のようなケースに該当する場合は贈与税の申告が必要となります（扶養義務者相互間で教育費や生活費に充てるために通常必要な範囲内の財産の贈与などは対象外）。

◎合計110万円超の贈与を受けた場合（暦年課税）

……贈与者の人数などに関わらず贈与を受けた財産の合計額が年110万円（基礎控除額）を超える方は申告が必要です。なお、直系尊属（親や祖父母など）からの贈与で、受贈者が贈与の年の1月1日に18歳以上の場合は「特例税率」が適用されます。

◎相続時精算課税を適用する場合……特定の贈与者

（原則60歳以上の親・祖父母など）からの贈与について、暦年課税に代えて相続時精算課税（特別控除額2500万円）を適用する方は申告が必要です。なお、本制度を選択した特定贈与者からの贈与は110万円以下でも申告が必要となります（年110万円の基礎控除の創設により、令和6年分以降は申告不要）。

◎住宅取得等資金の非課税措置を適用する場合……

直系尊属からの住宅取得等資金の贈与について一定限度額（省エネ等住宅は1千万円・それ以外は500万円）まで贈与税が非課税となる措置を適用する方は申告が必要です。

◎配偶者控除の特例を適用する場合……婚姻期間が

20年以上である配偶者からの居住用不動産又は居住用不動産の購入資金の贈与について、最高2千万円まで控除できる特例を受ける方は申告が必要です。

経営者保証を不要とする信用保証制度の創設

信用保証付融資の保証料を上乗せすることで経営者保証の提供を不要とする新たな信用保証制度が3月15日から申込開始となり、本制度の活用促進のため3年間に限り軽減措置が実施されます。

要件は、①貸借対照表、損益計算書等を金融機関の求めに応じて提出、②代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上相当、③直近決算が債務超過ではない、又は直近2期の決算で減価償却前経常利益が連続赤字ではない、などです。

保証料の上乗せは、上記③の要件を両方満たす場合が0.25%、どちらか一方の場合が0.45%となります（令和7年3月まで0.15%、8年3月まで0.10%、9年3月まで0.05%を軽減）。

外国人労働者数が初の200万人超に

事業主には、外国人労働者の雇入れ・離職時にハローワークへ外国人雇用状況の届出を行うことが義務付けられています（特別永住者等を除く）。

厚労省が取りまとめた令和5年10月末時点の届出状況によると、外国人労働者数は約204万9千人（前年比12.4%増）、外国人雇用事業所数は約31万9千事業所（同6.7%増）となり、ともに過去最高を更新しました。

★「法定調書」「給与支払報告書」「固定資産税の償却資産申告書」の提出期限は1月31日(水)です。